

鹿児島市自衛防火防災協会会則

目次

- 第1章 総則 (第1条-第3条)
- 第2章 組織 (第4条-第8条)
- 第3章 会議 (第9条-第12条)
- 第4章 会計 (第13条-第15条)
- 第5章 雜則 (第16条・第17条)
- 付則

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、鹿児島市自衛防火防災協会と称する。

(目的)

第2条 本協会は、火災予防等の諸施策に協力することを通じ、従業員等への教育により防火・防災意識の高揚を図り、事業所における企業防災力の向上に繋げ、火災、水災、地震その他の災害発生時における被害を軽減するとともに、事業所間の交流を通じて共助体制の構築を図り、鹿児島市のさらなる安全安心な街づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火・防災思想の普及宣伝
- (2) 防火・防災管理に関する必要な知識・技能の取得及び研鑽
- (3) 災害予防対策の研究
- (4) 自衛消防力の強化促進
- (5) 危険物取扱者の育成研修
- (6) 優良事業所及び優良従業員の表彰
- (7) 会員事業所相互の融和親睦
- (8) その他本会の目的達成上必要と認めた事業

第2章 組織

(組織)

第4条 本協会は、鹿児島市内に所在する事業所及び団体その他本協会の趣旨に賛同する有志をもって組織する。

- 2 本協会に加入しようとする者は、入会申込書により会長に届け出るものとする。
- 3 会長が、前項の規定により入会申込書を受理し、加入させることに支障はないと判断した場合に、入会を認めるものとする。

(役員)

第5条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 25名程度
- (4) 監事 2名

2 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

3 会長及び副会長は、理事の互選とし、総会の承認を得なければならない。

4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第6条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は会務を審議し、運営に参画する。

4 監事は、会務及び財産の状況を監査する。

(顧問)

第7条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、本協会の事業遂行に関する重要事項について、会長の諮問に応じる。

(部会)

第8条 本協会に、次の部会を置く。

- (1) 一般事業所部会
 - (2) 危険物施設部会
- 2 自衛消防力の強化を効率的に推進するため、一般事業所部会を次に掲げる業種ごとのグループに分けて構成する。
- (1) 劇場、映画館、遊興施設、料理店等グループ
 - (2) 百貨店、マーケット、旅館、ホテル等グループ
 - (3) 病院、診療所、福祉施設等グループ
 - (4) 官公庁、メディア、学校等グループ
 - (5) 工場、作業場等グループ
 - (6) 消防用設備業グループ
 - (7) 一般事業所グループ

第3章 会議

(会議)

第9条 会議区分は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長とする。

3 感染症の流行等により、人を招集して会議を開催することができないときは、書面会議に代えることができる。

(総会)

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は年1回開催することとし、臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。

3 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ開会できない。

4 総会では、次の事項について議決する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 役員の選任
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他、本協会の維持運営に必要な事項

(役員会)

第11条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において委任を受けた事項
- (3) 本協会の目的達成に必要な事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

2 役員会は、役員の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

3 緊急を要する総会付議事項で、総会を開催する暇のないときは、役員会の決定をもって総会に代え、次期総会に報告しなければならない。

(議決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

2 第9条第3項に規定する書面会議とした場合の議事は、前項を準用して決する。

この場合、回答の無い事業所については、議長に一任したものとみなす。

第4章 会計

(経費)

第13条 本協会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって、これに充てる。

(会費)

第14条 会費の額は、別に定める区分に応じ、9月末までに納入するものとする。

2 10月以降に入会した事業所の会費は、前項に定める額の2分の1とする。

(会計年度)

第15条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雜則

(簿冊)

第16条 本協会には、次の簿冊を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会費徴収簿
- (4) 領収書綴り
- (5) 文書綴り
- (6) 会議録
- (7) 備品台帳

(会則の改廃)

第17条 本協会の会則は、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければ改廃することができない。

付 則

1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。

2 平成30年8月22日に、鹿児島市危険物安全協会が鹿児島市と締結した「災害時における燃料等物資の供給体制の確保に関する協力協定」は、本協会の危険物施設部会が引き継ぐものとする。